

特集

消費生活センター

昭和63年、消費者保護基本法の施行から20年を記念し、施行日5月30日の「消費者の日」を含む5月を消費者月間に定めました。市では、この期間市役所本館1階に、啓発用パネルの展示やパンフレットを置き、消費者問題への理解を呼び掛けています。

消費生活センター展示室をご利用ください



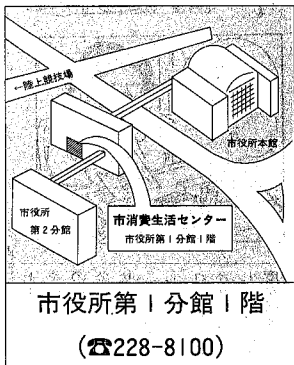
6月からパソコン通信で商品などの情報が探し出せます

展示室はパネル展示のほか、啓発用パンフレット、また、本年度からは「生活ニューネット」というパソコン通信ネットワークシステムを新設しています。

これにより、国民生活センターからリアルタイムの情報を得ることができ、商品比較テスト結果、「社告・リコール情報」など品に関する危害情報など消費生活全般にわたる情報が文字はもちろ写真・図・グラフなどの画像を通して分かりやすく紹介し、必要な情報を簡単に探し出すことができます。

展示室に常時設置し自由にご利用していただくことができますので、気軽に立ち寄りください。なお、利用開始は六月以降になる予定です。

困ったときは迷わずに市消費生活センターへ



商品テスト教室
食品の鮮度や添加物の有無などのテストを行い、健康な暮らしに役立ちます。



くらしの一日教室
くらしの一日教室では生活や健康など身近な話題をテーマに講座や実習を開きます。

消費生活センターのしごと



計量記念日(11/1)の行事

計量についての啓発

相談コーナー
商品やサービスなどに関する相談・苦情は専任の相談員が無料でお受けしています。



くらしのレポーター
消費生活に関する意見・要望などを寄せてもらうくらしのレポーター。毎月スーパーなどで価格調査を行うほか、工場見学・研修会にも参加します。

PL法の対象とは？

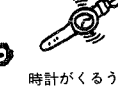
PL法の欠陥



PL法の欠陥には当たらない



自転車が壊れて子どもがけがをした(拡大損害)



時計がくぐる

平成七年七月一日から製造物責任法(PL法)が施行されました。私たちの生命、身体または財産に被害を受けたとき、その製品の製造者などに損害賠償を求めることができ、私たちが身の回りで使用している製品を使用したとき、私たちが身近な法律です。

ただし、単に製品の性能とはありません。製造物責任法(PL法)は被害者や調子が悪いといった安全確保を目的とした法律です。性にかかわらず問題は対象とはなりません。

「健康食品」では逆に健康を害し入院したケースや「車ではタイヤがはずれ全治二週間のけがをしたという相談があり、いずれも人身に危害が及んでおり、消費者被害の拡大防止と未然防止のために、生命・身体に危害を与えたり、危険性があると考えられる商品やサービスの情報は消費生活センターにお寄せください。また、収集した全国の危害・危険情報を提供していきますので利用ください。

製造物責任法(PL法)を知っていますか

平成七年七月一日から製造物責任法(PL法)が施行されました。私たちの生命、身体または財産に被害を受けたとき、その製品の製造者などに損害賠償を求めることができ、私たちが身の回りで使用している製品を使用したとき、私たちが身近な法律です。

ただし、単に製品の性能とはありません。製造物責任法(PL法)は被害者や調子が悪いといった安全確保を目的とした法律です。性にかかわらず問題は対象とはなりません。

「健康食品」では逆に健康を害し入院したケースや「車ではタイヤがはずれ全治二週間のけがをしたという相談があり、いずれも人身に危害が及んでおり、消費者被害の拡大防止と未然防止のために、生命・身体に危害を与えたり、危険性があると考えられる商品やサービスの情報は消費生活センターにお寄せください。また、収集した全国の危害・危険情報を提供していきますので利用ください。

市消費生活展

暮らしに役立つ情報を満載



市消費生活センターでは、消費者団体、企業団体と協力して消費生活展を開催しています。

昨年度は十一月「確かな選択ひろがるくらし」をテーマに実施しました。会場となった市民プラザには、十六団体から二十コーナーのパネル展示などの出展やアトラクションコーナーが設置され、訪れた人からは「暮らしに役立つ情報が紹介されており、参考にしたい」という声が多く聞かれました。

平成八年度は来年二月一日から開催予定となっておりますので、ご期待ください。